


企業年金基金事務ご担当者様



事業所と基金間の電子申請・帳票配信 電子連携サービス ご説明資料

2023年10月

電子情報技術産業企業年金基金

厚生労働大臣指定 年金業務受託機関 政令指定法人第33号
厚生年金基金/確定給付企業年金 業務委託法人 株式会社セキュリティ情報研究所



目次

1. はじめに・・・
2. 電子連携サービス 概要図
3. 利用メリット
4. 送受信できるデータ・帳票について
5. セキュリティ対策
6. SoftEther VPNについて
7. 電子連携サービス利用開始の流れ
8. よくある質問
9. 弊社紹介



1. はじめに・・・

現在、電子政府推進の取り組みとして、行政サービス分野においては対面を要する手続等一部の手続を除き、オンライン申請を行うことが可能となっています。既に年金機構での磁気媒体電子申請に続き、健康保険組合においても電子申請が開始されております。

企業年金については、厚生労働省より「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」が発出されており、先般の個人情報保護法の改正をうけ、厚生労働省年金局から令和4年3月14日付事務連絡「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」Q&Aが追加改正されました。

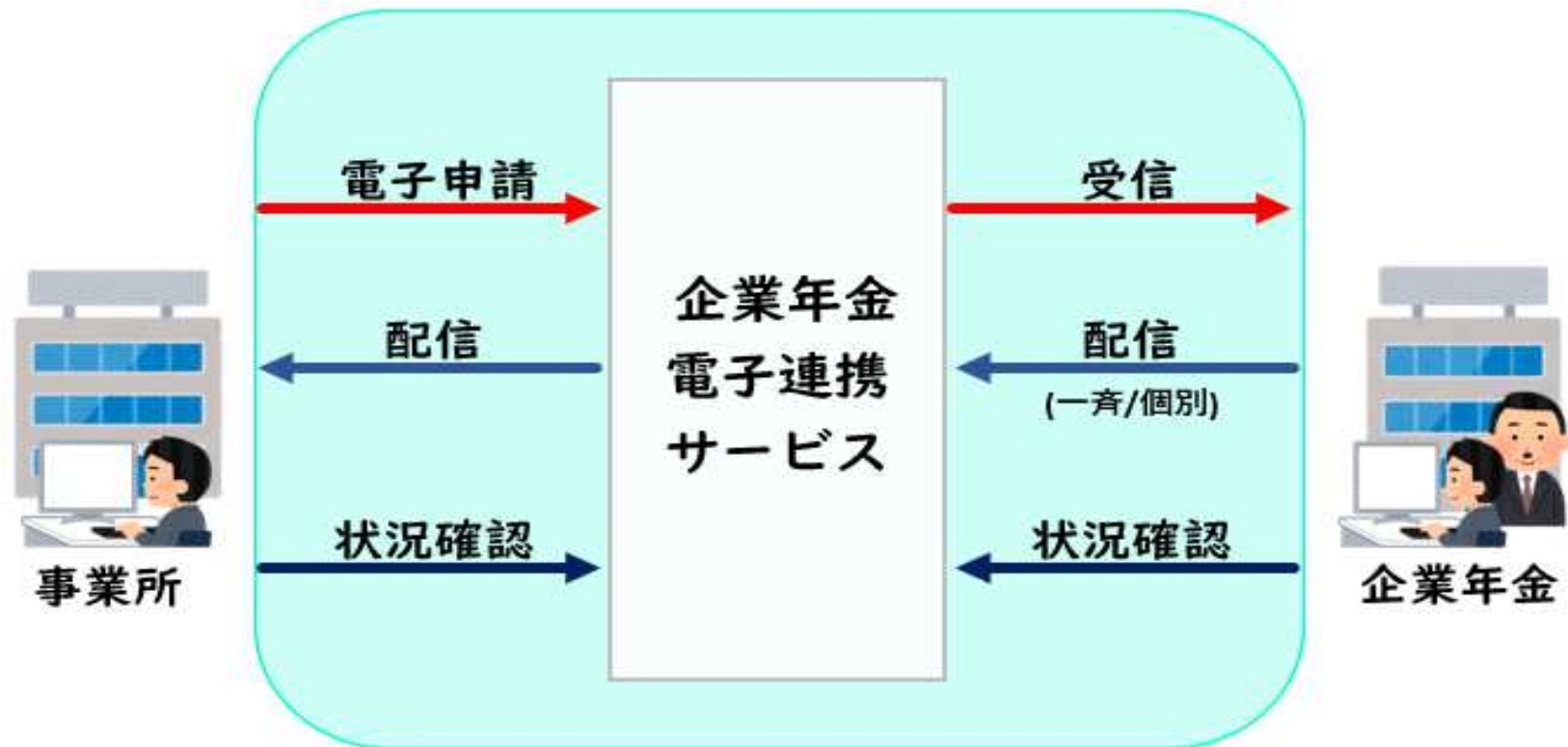
この安全管理措置では「個人情報を取り扱うネットワークとインターネットに接続されたネットワークの分離」、また、個人データの電磁的方法による移送は「原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず電磁的記録媒体を使用する、又は、専用線等のセキュリティが確保された通信を使用する」等、技術的な措置について明示されております。

今回、ご利用頂きます「電子連携サービス」では、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」に対応した、事業所様-基金事務局間の安全な個人情報の連携を可能と致します。操作端末と電子連携サービスをVPN接続とし、接続時は他のインターネット接続を論理的に遮断致します。過去7年間分の配信帳票を閉域サーバーに保持し、遡及ダウンロードが可能です。

令和6年12月1日より、確定拠出年金の拠出限度額の見直しに伴う対応が始まります。これに伴い、加入者資格取得・喪失等の適用届出を、期限内に届出頂く必要が発生して参りました。電子連携サービスのご利用により、事業所様-基金事務局間のやり取りを容易、かつ迅速に、しかも安全に行う事を目的としております。是非、ご活用頂きますようお願い致します。

2. 電子連携サービス 概要図

電子連携サービスでは、事業所-基金事務局間の情報連携を安全にかつリアルタイムに行います。



- ① 事業所から適用届の電子申請が出来ます。郵送不要となります。
- ② 電子申請した適用届の受信状況をリアルタイムで確認出来ます。
- ③ 基金事務局より月次帳票(適用決定通知書・納入告知書・増減計算書)が電子配信されます。
- ④ 配信された帳票の受信状況を一覧状況照会出来ます。
- ⑤ 厚生労働省年金局「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」に準拠しています。
- ⑥ 基金事務局からの配信帳票は7年間保管、いつでも再発行可能です。

3. 利用メリット

メリット
令和6年12月施行の「確定拠出年金の拠出限度額の見直し」に伴う、期日内の適用届出に役立ちます。
郵送の宛名書き・封入・封緘や投函の面倒がなく、郵送事故の不安がありません。
郵送日数の考慮不要、リアルタイムに届出アップロードが出来ます。
基金事務局からの納入告知、増減計算書、適用決定通知等の受信が出来ます。
帳票が配信されると配信メールで到着をお知らせします。都合の良い時にダウンロード可能です。
基金からの配信帳票は7年間保存されます。再ダウンロードも可能。
送受信歴が保存されます。配信、受信、担当者の操作歴が確認できます。
「技術的安全管理措置」に対応、サービス接続時は他のインターネット接続を遮断する仕組みで安心。
社労士様からの電子申請届出、帳票受信もできます。

4. 送受信できるデータ・帳票について

1. 適用届等の電子申請

基金事務局へ適用届を電子申請できます。

●届出書類

- ①「加入者資格取得届」
- ②「加入者資格喪失届」
- ③「中断者届」
- ④「復活者届」
- ⑤「加入者に関する訂正(変更)届」
- ⑥「実施事業所名称・所在地・事業主・代理人
変更届」

※以下の届出種類は押印が必要となるため、従来通り郵便等により送付いただく必要があります。

- ・「年金・一時金見込額試算依頼書」
- ・「年金資産額等依頼書」

2. 配信帳票の受信

基金事務局からの配信帳票の受信ができます。

●配信帳票種類

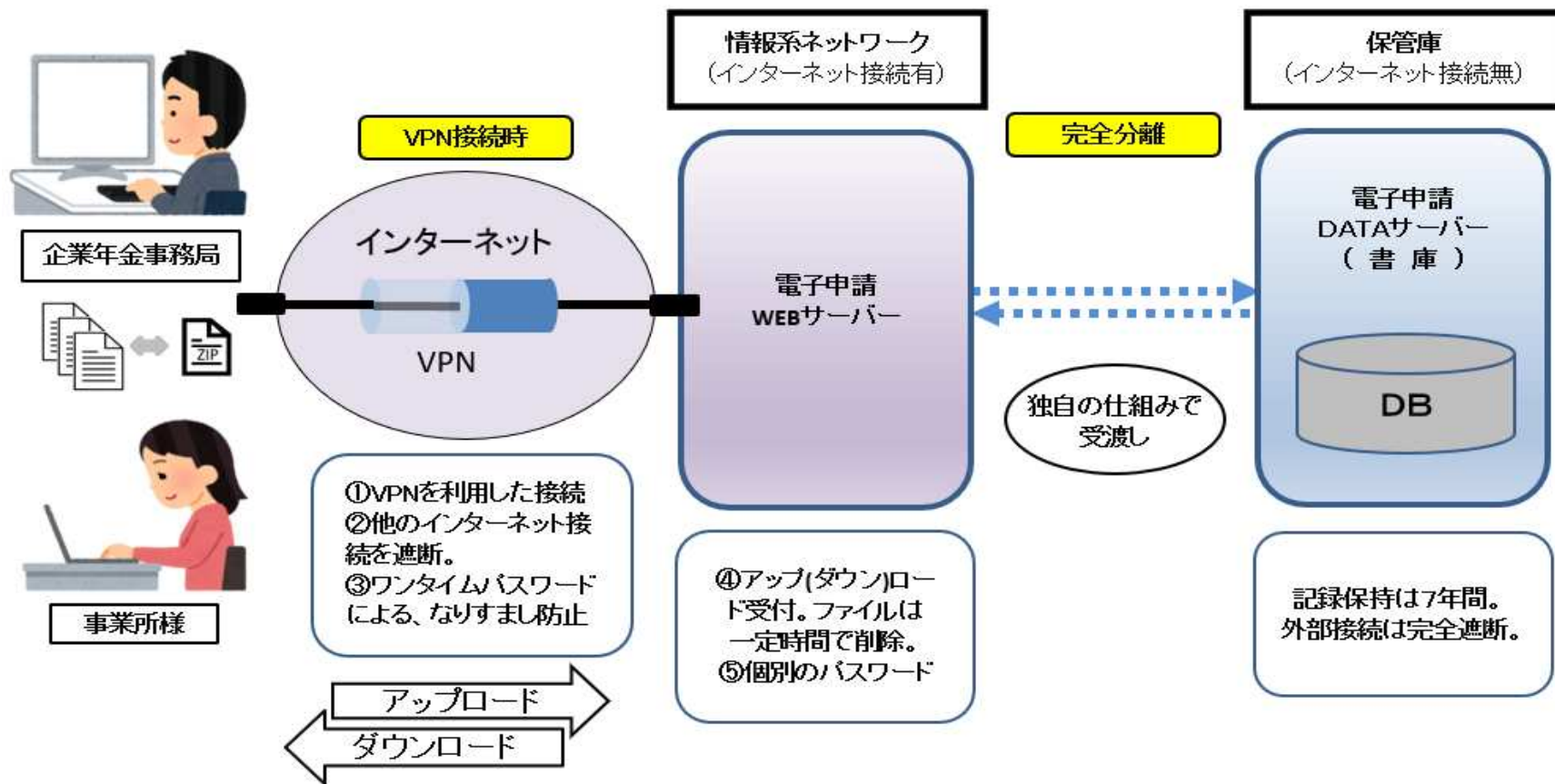
- ①「企業年金基金ニュース(PDF)」
- ②「資格取得通知書(PDF)」
- ③「資格喪失通知書(PDF)」
- ④「65歳到達予定者一覧表(PDF)」
- ⑤「基礎年金番号届(PDF)」
- ⑥「中断者一覧表(PDF)」
- ⑦「掛金計算書(PDF)」
- ⑧「掛金異動明細表(PDF)」
- ⑨「納入告知書・領収証書(PDF)」
- ⑩「仮想個人勘定残高データ(CSV)」

※以下の帳票等は、従来通り郵便等による送付となります。

- ・「私たちの企業年金基金(加入者のしおり)」
- ・「各種訂正届の控え」
- ・「仮想個人勘定残高のお知らせ(個票)」

5. セキュリティ対策

操作端末と電子連携サービスをVPN接続とし、接続時は他インターネット接続を論理的に遮断、ワンタイムパスワードによる二要素認証を採用しています。また、電子申請を受付ける電子申請WEBサーバーと、個人情報保持する電子申請DATAサーバーを完全に分離、重要な個人情報を閉域で管理する仕組みで、安全に情報を電子連携するサービスをご提供致します。



VPNとは、「Virtual Private Network(仮想専用通信網)」の略語で、共用の回線を使いつつ、独立した仮想の専用回線を構築する技術です。これにより、通信環境のセキュリティ強度を確保しています。



6. SoftEther VPNについて

「電子連携サービス」は、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」(厚生労働省発出)に基づき開発されたシステムです。このガイドラインでは、個人情報を取扱うネットワークと、インターネットに接続されたネットワークとを分離する事が求められており、そのため、システムログイン中にはインターネット接続やメールの受発信ができません。また、上記ガイドラインに定める安全な環境を保持する必要性から、SoftEther VPNソフトウェアのインストールが必要となります。

○SoftEther VPN は日本国経済産業省のソフトウェア研究開発プロジェクトの成果物です。IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)の未踏ソフトウェア創造事業に採択され開発されました。

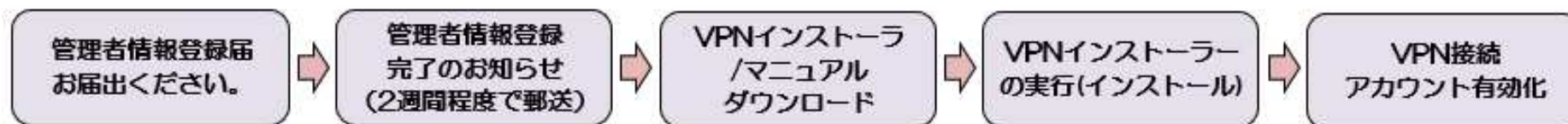
○「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」

詳しくはIPA(独立行政法人 情報処理推進機構) <http://www.ipa.go.jp/> をご覧ください。

7. 電子連携サービス利用開始の流れ

電子連携サービスでは、接続端末を特定頂き、その端末と電子連携サービスの間をVPN接続いたします。特定頂いた端末には、VPN接続に要するソフトウェアインストール、VPN有効化の操作を行って頂く必要があります。

●初回のみ セットアップの流れ



※電子連携サポート事務局より、インストールのサポートをさせていただきます。

●毎回 電子連携サービスログインの流れ



インストールマニュアル、操作マニュアル等を、取り揃えております。インストールにあたり、技術的なサポートを要する場合は、電子連携サポート事務局より、メール、又は、遠隔操作による個別対応を行っておりますのでご安心下さい。

8. よくある質問

Q1. 利用台数を増やせますか？

A1. 基金事務局へ「利用台数増設届」の申請を行って下さい。利用台数の上限は3台までです。

Q2. 登録メールアドレスの変更はできますか？

A2. 利用者情報の修正画面から変更出来ます。管理者がメールアドレス変更を誤り、ワンタイムパスワードを受け取れなくなった場合は、基金事務局へ「管理者情報変更届」の申請を行って下さい。

Q3. 複数事業所を1台のPCで操作したい。

A3. 複数事業所を切り替えてログインする機能が御座います。管理事業所のアカウントでログイン後に、事業所一覧が表示されて選択出来るようになります。この機能をご利用になる場合は、基金事務局へご相談下さい。
※社労士様をご利用のケースもご相談下さい。

Q4. 電子連携サービスの利用に費用は掛かりますか？

A4. ご安心下さい。掛かりません。

動作要件

- OS: Windows10 (64ビット)・Windows11 (64ビット) ※仮想環境での動作はサポートしていません。
- ブラウザ: Google Chrome バージョン106以降・Microsoft Edge バージョン106以降
- VPNソフト: 電子連携サービス・インストーラーをインストールして頂く必要があります。
- リモートデスクトップ上での電子連携サービス・インストーラーのインストールはサポートしていません。
- ネットワーク: インターネット接続が出来る事。http(80)、https(443)のポートでの通信ができる事。
- 他のVPN及びVPNに準ずる接続との併用は出来ません。

※ 「電子連携サービス」に関するご質問等は下記のメールアドレスにお問い合わせください。

電子情報技術産業企業年金基金 業務課
メールアドレス: gyomu@denshikikin.or.jp

9. 弊社紹介

1987年の設立以来、厚生年金基金、企業年金基金様のパソコン版業務システムのパイオニアとして、様々なアイデアで業務効率化のご提案、ご支援を通じて、2012年厚生労働省より、基金業務に精通した法人として、政令指定法人の認可を頂きました。信託、生保と同等の業務受託を頂けること、システム開発会社の小回りが利くアイデア、対応力と併せて、従来にない幅広い基金業務のご支援をさせていただきます。

- 社名 株式会社セキュリティ情報研究所
- 本社所在地 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2丁目44番1号
東京都健康プラザハイジア11階
TEL 03-5291-1471(代表)
- 開発センター/北九州サポートセンター
〒808-0135 福岡県北九州市若松区ひびきの1-5
共同研究開発センター206
TEL 093-616-9260
- 設立年月日 1987年2月6日
- 資本金 5,000万円
- 代表者 鶴野 雅裕
- 政令指定法人第33号 厚生年金基金 確定給付企業年金 業務委託法人

※政令指定法人とは、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合、連合会および企業年金連合会以外の法人で、厚生労働大臣の指定を受け、厚生年金基金および確定給付企業年金の業務(年金数理に関する業務を含む)の一部を受託することができる法人をいう。